

ARMA International 東京支部 第110回定例会のご案内

2016年1月7日

ARMA International 東京支部

会長 西川 康男

政府のアベノミクス成長戦略や会社法改正を契機にコーポレート・ガバナンスの強化が叫ばれています。コーポレート・ガバナンスには内部統制の構築が要求されており、その基礎には経営者の役割の明確化や説明責任を果たすための記録管理システムの構築が重要条件となってきました。記録はダイナミックな組織活動、組織の説明責任、リスク回避、事業継続のための重要な資産です。記録を正確に、積極的に管理・活用することがグローバルなコンプライアンス社会で成功するための攻めの戦略となります。

そこで今回の定例会では、我が国の企業法務の第一人者である弁護士長谷川俊明氏をお迎えして「内部統制と記録管理」についてご講演いただきます。会員の皆様をはじめ、経営者、コーポレート統括部門、記録情報管理部門をはじめ、記録情報マネジメントにご関心のある方々のご参加をお待ちしています。

記

1. 講演テーマ：「内部統制と記録管理」

〔講演要旨〕

①コーポレート・ガバナンスと内部統制の関係

- ・両者相まってはじめて不祥事は防止できる・・・企業に最大のダメージを与えうる経営陣の“暴走”は内部統制では抑えられない

②内部統制には記録化・文書化が必須であること

- ・記録化・文書化がなければPDCAサイクルが回せない。とくに事後的レビューのためには、記録化・文書化が不可欠

③記録化・文書化を要求するグローバルルール

- ・反贈収賄分野・・・米FCPA、英ブライバリー・アクトの場合、日本の不正競争防止法の場合、移転価格、タックスヘイブンの利用に対するOECDルールなどによる規制の場合

④企業による従業員などの安全管理（措置）中心のQ&A

- *「企業による従業員情報管理のマイナンバー対応Q&A」（長谷川俊明編著/経済法令研究会刊）を進呈。

2. 講師：長谷川俊明法律事務所 代表 弁護士 長谷川 俊明 氏

- ・1973年早稲田大学法学部卒業、1977年弁護士登録、1978年米国ワシントン大学法学修士課程修了（比較法学）、日本コンプライアンス・オフィサー協会会長。現在、渉外弁護士として企業法務、国際金融取引や国際訴訟を扱うとともに上場企業数社の社外監査役を務める。
- ・[おもな著作等]「実践新会社法対策Q&A」、「マイナンバー時代の身近なコンプライアンス」（以上経済法令研究会）、「株主代表訴訟対応マニュアル」、「リスクマネジメント」（日経文庫）他多数

3. 日 時：2016年2月4日（木）15:00～16:45（受付開始14:30）

4. 会 場：中央大学駿河台記念館330号室（3階）

- ・東京都千代田区神田駿河台3-11-5 03-3292-3111（JR御茶ノ水駅、営団地下鉄新お茶の水駅下車）

5. 主催：ARMA International 東京支部 <http://www.ama-tokyo.org/>

6. 後援（予定）：企業史料協議会、日本アーカイブズ学会、記録管理学会

7. 参加費：会員3,000円 非会員4,000円 *後援団体・学会は3,000円

8. 申込み（問合せ先）：お名前、ご所属、会員・非会員の区別、ご連絡先（電話番号、メールアドレス）をご記入の上、ARMA東京支部までお申込み下さい。*ARMA International 東京支部：office@ama-tokyo.org

定員：60名（先着順）

締切：2016年2月2日（火）（定員に達し次第、締め切らせていただきます。）